

**社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**  
**介護福祉士修学資金等貸付要領**

平成28年5月25日施行

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程（以下、「規程」という。）の実施に際して必要な事項について定め、もって介護福祉士修学資金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(介護福祉士修学資金の貸付対象者の要件について)

第2条 介護福祉士修学資金の貸付対象者は次の要件を満たす者とする。なお、他の地方公共団体等が行う同種の修学資金と重複して貸付けを受けることはできない。また、国及び地方公共団体等が実施する離職者訓練による介護福祉士等の資格を取得することができる訓練の受講者は貸付けを受けることができない。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ①兵庫県に住民登録をしている者であって、卒業後に兵庫県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、兵庫県において貸付けを受け、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、兵庫県及び被災県の区域とする。以下同じ。）において規程第9条第1号のアに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ②兵庫県の区域内の介護福祉士養成施設（規程第1条第1号に規定する介護福祉士養成施設をいう。以下「養成施設等」という。）の学生であって、卒業後に兵庫県の区域において規程第9条第1号のアに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ③養成施設等の学生となった年度の前年度に兵庫県に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設等での修学のため転居したものであって、卒業後に兵庫県の区域内において規程第9条第1号のアに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ④ ①から③に限らず、介護福祉士養成施設を卒業後に兵庫県において規程第9条第1号のアに規定する返還免除対象業務に従事しようとする者である

と兵庫県が認めた者

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

①学業成績等が優秀と認められる者

②卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(介護福祉士修学資金の貸付申請について)

第3条 介護福祉士修学資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 貸付申請書(様式第1号)

(2) 在学する養成施設等の長の推薦書(様式第2号)

(3) 振込口座届出書(様式第3号)

(4) 住民票の写し

(※世帯全員分、直近3ヶ月以内、マイナンバー、住民票コード、備考の記載は不要)

(5) 申請者と生計を一にする世帯全員の所得証明及び保証人予定者の所得証明

(6) 養成施設等入学前に生活保護を受給していた者は、保護変更決定通知書(写)等の生活保護が廃止されていることが確認できる書類(養成施設入学後も引き続き生活保護を受給している者は、生活保護受給証明書)

(7) 生活費加算の貸付けを申請する場合は以下のいずれかの書類(イ～オについては、申請者の生計を一にする世帯全員の書類)

ア 保護変更決定通知書(写)等(生活保護が廃止されていることが確認できる書類)

イ 市町村民税・県民税課税(非課税)証明書 等(市町村民税の非課税が確認できる書類)

ウ 市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書 等(市町村民税の減免が確認できる書類)

エ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 等(国民年金の掛金の減免が確認できる書類)

オ 国民健康保険料決定(変更)通知書 等(国民健康保険料の減免または徴収の猶予が確認できる書類)

(介護福祉士修学資金の貸付対象者の選定について)

第4条 貸付対象者の選定にあたっては養成施設等から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこととする。

- 2 規程第9条第1号の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認することとする。

(介護福祉士修学資金の貸付決定について)

第5条 第3条の規定による申請に基づき、貸付決定時に申請者に通知する書面は次のいずれかとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付決定通知書(様式第4号)
  - (2) 介護福祉士修学資金等貸付不承認通知書(様式第5号)
- 2 貸付けの決定を受けた者については、留年した学年に対しての再度の貸付けは行わない(病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合を除く。)ものとする。

(借用証書の提出について)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、第5条、第17条及び第23条の貸付決定通知書(様式第4号)の交付を受けた時は、すみやかに、連帯保証人等の連署した借用証書(様式第6号)を作成し、それぞれの印鑑証明書を添えて会長に提出しなければならない。

(介護福祉士修学資金の貸付期間について)

第7条 規程第2条第2項の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができるものとする。

(介護福祉士修学資金の貸付額について)

第8条 介護福祉士修学資金の貸付額については、養成施設等に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費(規程第2条第3項第4号の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。)に充当するものであり、規程第2条第3項に定める額の範囲内であれば養成施設等に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸付けることができるものとする。

- 2 本人の希望する月額は千円単位とする。ただし、入学準備金、就職準備金並びに国家試験受験対策費用は万円単位とし、生活費加算は10円単位とする。

(就職準備金の取扱いについて)

第9条 規程第2条第3項第2号の就職準備金は、就業しながら養成施設等の通信課程を受講する場合など、就職の準備が必要ないと認められる者には加算しない。

(国家試験受験対策費用の取扱いについて)

第10条 規程第2条第3項第3号の国家試験受験対策費用は、養成施設等が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであることとする。

(生活費加算の取扱いについて)

第11条 規程第2条第3項第4号の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は規程第2条第1項の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けているものとする。

- ①地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ②地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ③国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ④国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(2) 生活費加算の貸付対象者の選定

生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

- ①会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援

の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこととする。

②生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付けの可否について、福祉事務所長に対し確認することとする。

③貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認することとする。

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

イ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付けを行った場合

### (3) 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所や養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めることとする。

①養成施設等に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

②養成施設等卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

③福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

### (4) 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるため、貸付け後の加齢や転居等により規程別表に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあつた場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこととする。また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当でないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、一年度において同額とする。

(介護福祉士修学資金の貸付方法について)

第12条 規程第6条に規定する介護福祉士修学資金の貸付方法は、年2回とし、第1回目を4月に、第2回目を10月に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、初回の貸付けは7月に交付するものとする。

(介護福祉士修学資金の保証人について)

第13条 規程第7条に規定する保証人は、次の要件を満たす者1人とする。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
- (2) この修学資金について、他に保証していないこと。
- (3) 安定した収入があること。

2 保証人が法定代理人でなければならない場合であって、当該法定代理人が独立の生計を営んでいない者であるときは、前項の要件を満たす保証人1人を別に立てなければならない。

(介護福祉士実務者研修受講資金の貸付対象者の要件について)

第14条 介護福祉士実務者研修受講資金（以下、「実務者研修受講資金」という。）の貸付対象者の要件については、第2条第1号の内容を準用する。

(実務者研修受講資金の貸付申請について)

第15条 実務者研修受講資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 貸付申請書（様式第1号）
- (2) 在学する実務者研修施設の長の推薦書（様式第2号）
- (3) 振込口座届出書（様式第3号）
- (4) 住民票の写し  
(※申請者部分のみの記載、直近3ヶ月以内、マイナンバー、住民票コード、備考の記載は不要)
- (5) 保証人予定者の所得証明

(実務者研修受講資金の貸付対象者の選定について)

第16条 実務者研修受講資金の貸付対象者の選定については、第4条第1項の内容を準用する。

(実務者研修受講資金の貸付決定について)

第17条 実務者研修受講資金の貸付決定については、第5条第1項の内容を準用する。

(実務者研修受講資金の貸付額について)

第18条 実務者研修受講資金の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当すべきものであり、規程第3条第3項に

定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

(実務者研修受講資金の貸付方法について)

第19条 規程第6条に規定する実務者研修受講資金の貸付方法は、貸付決定後、適正な借用証書が受理された月の翌月に交付するものとする。

(実務者研修受講資金の保証人について)

第20条 規程第7条に規定する実務者研修受講資金の保証人は、第13条の内容を準用する。

(離職した介護人材の再就職準備金の貸付対象者の要件について)

第21条 離職した介護人材の再就職準備金（以下、「再就職準備金」という。）の貸付対象者は、兵庫県に住民登録をしている者又は、貸付けを受けようとする都道府県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、規程第4条第1項に定める基準を満たす者とする。なお、他の地方公共団体等が行う同種の再就職準備金と重複して貸付けを受けることができない。

(再就職準備金の貸付申請について)

第22条 再就職準備金の貸付けを受けようとする者は、規程第4条第1項第4号に定める再就職準備金利用計画書のほか、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 再就職準備金貸付申請書（様式第7号）
- (2) 再就職（内定・決定）証明書（様式第8号）
- (3) 再就職準備金に係る業務従事期間証明書（様式第9号）
- (4) 資格者証・修了証明書等の写し
- (5) 兵庫県福祉人材センターへの求職登録者証等の写し
- (6) 振込口座届出書（様式第3号）
- (7) 住民票の写し

(※申請者部分のみの記載、直近3ヶ月以内、マイナンバー、住民票コード、備考の記載は不要)

- (8) 保証人予定者の所得証明
- (9) その他会長が必要と認める書類

なお、(2)については再就職先の事業所の証明、(3)については離職した事業所の証明を必要とする。

(再就職準備金の貸付決定について)

第23条 再就職準備金の貸付決定については、第5条第1項の内容を準用する。

(再就職準備金の貸付額について)

第24条 再就職準備金の貸付額については、規程第4条第1項第1号に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、規程第4条第1項第4号の「再就職準備資金利用計画書」により用途を確認した上で交付する。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、再就職する際に必要となる経費として会長が適当と認める経費

(再就職準備金の貸付方法について)

第25条 規程第6条に規定する再就職準備金の貸付方法は、貸付決定後、適正な借用証書が受理された月の翌月に交付するものとする。

(再就職準備金の保証人について)

第26条 規程第7条に規定する再就職準備金の保証人は、第13条の内容を準用する。

(社会福祉士修学資金について)

第27条 社会福祉士修学資金の貸付対象者の要件等については、第2条から第9条及び第11条から第13条の内容を準用する。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止について)

第28条 規程第8条第1項の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。



- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
  - (4) 死亡したとき。
  - (5) 修学資金の貸付けを受けた期間（次項の規定により修学資金の貸付けが休止された期間等やむを得ない場合を除く。）が養成施設等の正規の修業年限に達したとき。
  - (6) 他の地方公共団体等が行う同種の修学資金の貸付けを受けたとき。
  - (7) 国及び地方公共団体等が実施する離職者訓練による介護福祉士等の資格を取得することができる訓練を受講することとなったとき。
  - (8) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 規程第8条第3項に定める場合において、既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、その者が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸付されたものとみなす。

（貸付契約の解除、貸付けの休止及び再開の決定について）

第29条 規程第8条に規定する貸付契約の解除又は貸付けの休止については、次の書面により通知するものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付契約解除通知書（様式第10号）
  - (2) 介護福祉士修学資金等貸付休止通知書（様式第11号）
- 2 規程第8条第3項の規定による貸付けの休止理由がなくなったことにより貸付けを再開する場合には、介護福祉士修学資金等貸付再開通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（返還の債務の当然免除について）

第30条 規程第9条の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

- 2 規程第9条、第10条及び第11条第2号の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であることをいう。
- 3 規程第9条、第10条及び第12条第2号の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により規程第9条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

- 4 規程第9条中「引き続き業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という）」の取扱いについては次のとおりとする。
- (1) 特別休暇に含まれている就業中の産前・産後の産休期間等及び有給休暇に含まれている就業中の疾病による休暇等については、業務従事期間とみなす。
  - (2) 「引き続き」とは、県内の施設等に介護福祉士等として籍を有すことを言う。
- 5 規程第9条の規定に基づく返還免除対象期間については、次のとおりとする。
- (1) 5年 在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上
  - (2) 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
  - (3) 2年 在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上
- なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるとし、同時に2以上の市町等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しない。
- 6 規程第9条の規定に基づく返還の債務履行の当然免除は、第34条に規定する返還免除申請書（様式第15号）のほか、第37条第2項に規定する就業状況報告書（様式第24号）及び業務従事証明書（様式第25号）により確認するものとする。
- 7 規程第9条の規定に基づく返還債務の当然免除は、次の書面により確認するものとする。なお、「業務上」とは労働災害若しくは通勤途上災害と認定された場合等をいう。
- (1) 死亡、心身の故障については医師の作成する診断書
  - (2) 業務上の理由については、医師または県内の施設等の長が作成するその理由を証するに足る書類
- 8 規程第9条に規定する「他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由」については次の書面により確認するものとする。
- (1) 疾病、負傷については医師の作成する診断書又は療養証明書
  - (2) その他の理由については、その理由を証するに足る書類

(返還及びその方法について)

第31条 規程第10条の規定により返還が必要な場合は、介護福祉士修学資金

等の貸付けを受けた者から介護福祉士修学資金等返還計画書（様式第 13 号）の提出を求めるものとする。

- 2 規程第 10 条に規定する「会長が定める期間」について、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の場合は、原則として、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間の 2 倍の期間内に、また実務者研修受講資金及び再就職準備金については、原則として、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月以内に、それぞれ返還すべき額を返還しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による介護福祉士修学資金等返還計画書（様式第 13 号）の内容が妥当なものである場合は当該計画に基づき、また当該計画の内容に修正を要する場合は計画内容を修正の上、納入通知書に返還命令額決定通知書（様式第 14 号）を添えて返還を命ずるものとする。
- 4 規程第 10 条の規定により月賦又は半年賦の均等払の方法による返還を命ずる場合、毎月又は半年毎の返還額は百円単位の均等額とする。  
ただし、当該均等額の合計額と要返還額との間に差額が生じる場合は、当該差額を第 1 回目の返還額に上乗せするものとする。
- 5 規程第 10 条に規定する「他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」の確認については第 30 条第 8 項の規定を準用する。
- 6 規程第 10 条の返還方法の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、繰上返還又は一括返還をすることができる。

（返還の債務履行の当然猶予並びに裁量猶予について）

- 第 32 条 介護福祉士修学資金、実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けた者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）であつて、会長が本人から養成施設等を卒業した日から 1 年を経過する日までに申請したものにに基づき、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、規程第 9 条第 1 号（規程第 9 条第 4 号において準用する場合を含む。以下、本条において同じ。）及び第 10 条第 2 号に規定する「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。
- 2 貸付けを受けた者が介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得後、規程第 9 条第 1 号のアの「昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 の

職種又は当該施設の長」(以下「別添1の職種等」という。)として従事することができなかつた場合であつて、養成施設等卒業後1年以内に別添1の職種等以外の業務に従事した者については、会長が本人から養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに申請したものに基つき、別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、規程第9条第1号及び第10条第2号に規定する「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替える。

3 規程第11条に基づく返還債務履行の当然猶予並びに規程第12条に基づく裁量猶予は、第34条に規定する返還猶予申請書(様式第16号)の他、次の書面により確認するものとする。

(1) 養成施設等に在学しているときは在学証明書

(2) 県内において規程第9条第1号のアに規定する別添1の職種等として業務に従事しているときは第37条第2項に規定する業務従事証明書(様式第25号)

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由については、医師の作成する診断書若しくは療養証明書又は事由を証するに足るその他の書類

4 規程第12条第2号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」に該当する場合の裁量猶予については、5年を限度に返還の債務履行の猶予申請ができるものとし、1回に申請できる猶予期間は最大1年間とする。

この場合において、第2項に基づく猶予を受けた期間があるときはその期間と合算し、最大5年までとする。

5 規程第12条第2号に該当することにより返還債務の履行猶予を行うことができるのは、貸付けを受けた者の業務の継続を確保するのに猶予を必要とする場合など、猶予することが特に必要と認められるときとする。

6 規程第9条、第10条、第11条第2号及び第12条に規定する「他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」の取扱いについては第30条第2項及び第3項の規定を準用する。

7 貸付けを受けた者が介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得後であつて別添1の職種等にかかる業務を有する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、別添1の職種等以外の業務に従事した場合は、規程第9条第1号のアの規定により当該従事期間は返還免除対象期間には算入しないが、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うとともに、規程第12条第2号の「その他やむを得ない事由」に該当するものとして返還の債務履行の猶予申請ができるものとする。

8 修学資金の返還債務の履行の当然猶予並びに裁量猶予の適用については、規程第11条及び第12条に規定する事由が消滅した日の属する月の翌月から

起算するものとする。

(返還の債務の裁量免除について)

第 33 条 規程第 13 条第 1 号及び第 2 号の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、規程第 13 条第 3 号の返還の債務履行の裁量免除は、本事業が規程第 9 条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

2 裁量免除の額は、兵庫県の区域内において、規程第 9 条に規定する業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（この期間が 2 年に満たないときは 2 年とする。）の 2 分の 5（中高年離職者等については 2 分の 3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の履行免除並びに猶予の申請について)

第 34 条 第 30 条若しくは第 33 条の規定による修学資金の返還債務の当然免除並びに裁量免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第 15 号）を、第 32 条の規定による修学資金の返還債務の履行の当然猶予並びに裁量猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第 16 号）を会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行免除並びに猶予の決定について)

第 35 条 前条に申請者に通知する書面は、次のいずれかとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等返還免除（不承認）決定通知書（様式第 17・18 号）
- (2) 介護福祉士修学資金等返還猶予（不承認）決定通知書（様式第 19・20 号）

(延滞利子について)

第 36 条 規程第 14 条に規定する延滞利子は、本会で承認をした返還計画の最終返還期限の翌日を起算日とし、当該期限に納付すべき額に対する納付の日までの日数に応じて計算するものとする。

(届出事項について)

第 37 条 修学資金の貸付けの決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次の書面によりすみやかに会長に届け出なければならない。

(1) 退学したとき、休学したとき、停学の処分を受けたとき若しくは復学したとき及び進級したときは、養成施設等における身分に関する届(様式第 21 号)

(2) 修学資金の貸付けを辞退したときは、介護福祉士修学資金等貸付辞退届(様式第 22 号)

(3) 住所若しくは氏名を変更したときは、①住所及び氏名変更届(様式第 23 号) ②住民票等確認できる書類

2 修学資金の貸付けを受けた者は、修学資金を受けた期間在学した養成施設等卒業から第 30 条の規定による修学資金の返還債務の当然免除までの間(以下この項において「この期間」という。)、毎年 4 月 10 日までに就業状況報告書(様式第 24 号)及び業務従事証明書(様式第 25 号)を会長に提出しなければならない。また、この期間において次の各号のいずれかに該当するときは、次の書面により、すみやかに届け出なければならない。

(1) 養成施設等卒業後 1 年以内に県内において業務の従事を開始したときは、業務従事開始届(様式第 26 号)

(2) 県内において業務に従事する施設等を変更したとき及び県内において業務に従事しなくなったときは、業務従事に関する異動届(様式第 27 号)によることとし、業務従事証明書(様式第 25 号)の添付を求めることとする。

ただし、業務従事に関する異動届に替えて就業状況報告書(様式第 24 号)をあてることのできるものとする。

(3) 前 2 号の場合において、修学資金を受けた者が病気、負傷等で自ら届出若しくは提出できないときは、保証人が代わって届出若しくは提出するものとする。

3 修学資金の貸付を受けた者が死亡したときは、保証人は死亡届(様式第 28 号)によりすみやかに会長に届け出なければならない。

4 規程第 7 条に規定する保証人を変更したときは、連帯保証人変更届(様式第 29 号)によりすみやかに会長に届け出なければならない。

(養成施設等の協力)

第 38 条 第 3 条に規定する養成施設等の長の推薦書の作成のほか、養成施設等に対し次の事務について協力を求めるものとする。

(1) 学生に対し制度の周知を図ること。

- (2) 申請書等を取りまとめること。
- (3) 貸付決定等を学生に伝達すること。
- (4) 貸付けを受けた学生についての退学、休学、停学、復学、進級、学業不振並びに在学中の死亡、心身の故障について会長に通知すること。
- (5) 貸付けを受けた学生に対し、在学中及び卒業時において各種届出の指導を行うこと。
- (6) 会長の求めに応じ、貸付けを受けた学生の卒業後の進路等について情報を提供すること。

(その他)

第39条 本要領の施行に伴い「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付要領」(以下「旧要領」という。)は廃止するものとし、旧要領に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則(施行期日等)

- (1) この要領は、平成28年8月9日から施行し、平成28年5月25日から適用する。
- (2) 第12条第2項の貸付方法における初回の貸付交付月について、平成28年度に限り、7月を10月に読み替えるものとする。

附則(施行期日)

この要領は、平成29年2月1日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附則(施行期日)

この要領は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則(施行期日)

この要領は、平成29年5月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則(施行期日)

この要領は、平成31年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則(施行期日)

この要領は、令和元年9月25日から施行し、令和元年5月7日から適用する。